

平成24年4月18日

最低制限価格制度の改正について(委託業務)

平成24年4月1日以降に制限付き一般競争入札で実施する、測量、建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、補償関係コンサルタント及び地質調査業務の案件について、予定価格に対する最低制限価格の基準額を改正します。

- (1) 改正後の最低制限価格の基準額（算出方法）は、別表（次項）のとおりです。
- (2) 端数処理等については、柏市契約事務取扱要領（柏市入札情報ホームページの規程集に掲載）第13条のとおりです。

別表（改正後）

| 業種 | 最低制限価格の基準となる額 | 上限割合 | 下限割合 |
|----------------------------------|--|---------|---------|
| 測量 業種コード 01 | ①直接測量費の額 ②測量調査費の額 ③諸経費に100分の40を乗じて得た額の合計額 | 100分の80 | 100分の60 |
| 建築関係コンサルタント 業種コード 02～05 | ①直接人件費の額 ②特別経費の額 ③技術料等経費に100分の60を乗じて得た額 ④諸経費に100分の60を乗じて得た額の合計額 | 100分の80 | 100分の60 |
| 土木関係コンサルタント 業種コード 06～14 | ①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③技術経費に100分の60を乗じて得た額 ④諸経費に100分の60を乗じて得た額の合計額 | 100分の80 | 100分の60 |
| 下段は土木設計業務における新たな積算手法により積算した場合に適用 | ①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価に100分の90を乗じて得た額 ④一般管理費等に100分の30を乗じて得た額の合計額 | | |
| 補償関係コンサルタント 業種コード 16～18 | ①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価に100分の90を乗じて得た額 ④一般管理費等に100分の30を乗じて得た額の合計額 | 100分の80 | 100分の60 |
| 地質調査業務 業種コード 15 | ①直接調査費の額 ②間接調査費に100分の90を乗じて得た額 ③解析等調査業務費に100分の75を乗じて得た額 ④諸経費に100分の40を乗じて得た額の合計額 | 100分の85 | 3分の2 |

1 最低制限価格は、別表業種の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の最低制限価格の基準となる額の欄に定める額を基準として設けるものとする。

2 ただし、最低制限価格の基準となる額が、予定価格に同表上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額を超える場合は当該乗じて得た額とし、予定価格に同表下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合は当該乗じて得た額とする。